

原告83人総額2800万円に

J A庄内みどり未払金請求訴訟

地裁鶴岡

J A庄内みどり(酒田市)が米直接販売の代金を精算する際、合意なく手数料を差し引いたとして、酒田市と遊佐町の組合員が同農協を相手取り未払いの精算金の返還を求めた集団訴訟の口頭弁論が22日、地裁鶴岡支部(鈴木わかな裁判長)であった。第4次として新たに両市町の35人が提訴し、

原告団は計83人、請求総額は約2800万円となった。原告側の「農家の個別契約などがないまま不当に差

し引かれた」との主張に対し、農協側の代理人は「理事会の議決に基づき、お知らせ書面などを通し黙示の合意があった」などと主張し、それぞれ準備書面を提出した。次回の公判は11月20日で争点を整理する。